

第2回水と緑の森づくり会議議事録

開催日時 平成17年7月27日(水) 13:00～15:30

開催場所 島根県職員会館1階健康教育室

出席者

委員 敬称略、50音順

部門	氏名	備考
公募	磯谷 奈緒子	
ボランティア	葛西 絵里香	
公募	小早川 貞利	
地域づくり	篠原 亨	
商工	高橋 万夫	
情報広報	高見 真理子	
公募	三上 憲昭	欠席
森林経営	山本 和正	
公募	和田 譲二	
教育	渡利 さとみ	欠席

農林水産部次長	光吉 一	
事務局		
林業課長	渡邊 隆	
副参事	竹内保徳	
副主査	伊藤隆雄	
主幹	内藤達也	
主任	西 満広	

議題

- (1) 森づくり・資源活用実践事業の審査について
 - (2) イメージキャラクター・キャッチコピーの審査状況等について
 - (3) 西部イベント実施計画の素案について
 - (4) ホームページ作成案、森づくりプロデューサー養成派遣事業案について
- 現地視察(松江市東忌部町の荒廃林等)

議事の概要

司会 そういたしますと定刻になりましたので、ただいまから第2回水と緑の森づくり会議を開会いたします。

それでは初めに、光吉農林水産部次長から開会のあいさつをいたします。

〔農林水産部次長あいさつ〕

司会 本日の全体の方の司会を務めます森づくりスタッフの伊藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

次に、前回御欠席でありました商工部門の高橋委員様を御紹介いたします。高橋委員様は、島根県商工会連合会に勤務されております。

それでは、高橋委員様から自己紹介の方をよろしく願いいたします。

高橋委員 島根県商工会連合会の高橋でございます。第1回目は所用のため出席できなかった関係で、大変皆さんに御迷惑をおかけし、心よりおわびを申し上げます。

実は私この委員を受ける前に「木質資源活用維新計画」の会で委員をさせてもらって、森林に対する興味は今までもあったんですけれども、おとどしぐらいからどんどん山に入るようになって、実は最近嫁と2人で山登りを一生懸命しながらこの周りの木を見て回っています。

それともう一つ、先月ですけれども、我々の仲間の設計士が3人ほどで約20名近くを連れて掛合の田部山林の伐採現場に行って、木を見て、それから製材するところを見てまいりました。そこでショッキングだったのは、実は100年ぐらいの杉の木、相当大きい杉の木ですけれども、それが製材屋さんに行ったときに売り値が20万から30万だと。100年育てた木がたまたま20万、30万で売られているということに対して、ああ、もっともっと木を大事にしなきゃいけないなということが最近とみにわかってきました。そういった面から今回私は商工の立場で委員に選ばれておりますけど、商工の立場から森林の経済というか、そういう視点でお手伝いしていきたいと思っています。今後ともひとつよろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

本日は三上委員と渡利委員のお二方が都合がつかず御欠席でございます。

本日の会議の予定を申し上げます。会議次第にありますように、1回目会議の主な意見の確認をした後、議題の(1)を14時40分ごろまで、それから(2)を15時ごろまで、(3)及び(4)につきまして15時30分ごろまで順次事務局から説明をいたしますので、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。

そして5番目、現地視察となっておりますけれども、マイクロバス1台で東忌部町の森林の方の視察を行いまして、17時ごろにはこの職員会館前に帰る予定にしております。

次に、配付資料を確認させていただきますけれども、まず会議次第と書いてある資料と、次に森づくり・資源活用実践事業応募要領と書いた資料がございます。それから森づくり・資源活用実践事業の計画書、現地の写真の入った資料がございます。あとは参考に

「島根の林業」ということで4月29日の記念イベントの写真がありまして、水と緑の森づくりスタートということで林政トピックスとして載せております。水と緑の森づくり創刊号です。以上6種類ございますが、よろしいでしょうか。

〔1回目の主な意見の確認〕

司会 続きまして、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、事務局の竹内副参事と交代させていただきます。

竹内副参事 水と緑の森づくり担当の竹内でございます。

議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。最初に、この森づくり・資源活用実践事業、いわゆる公募事業について御説明をし、それから委員の皆様方の御意見をお伺ひしたいと思っております。

それでは、事業につきまして事務局の方から御説明申し上げます。

〔事務局説明〕

事務局(竹内): ただいま県民の皆さんの応募がありました事業につきまして簡単に御説明申し上げたところでございます。

先般、事前に計画をお配りして、皆様方のご意見をいただいたところでございますが、今回改めましてご意見を頂戴したいと思っております。

ご意見につきましては、私どもの方で参考とさせていただきます、改めましてこの事業の採択どうするかということをごちの方で決めさせていただきたいと思っております。

高橋委員: この審査の採択基準なんですけども、みんな通すんですか。例えば落とす方向で審査すると、一つ一つ見ていくと、例えば教育環境整備のためのいすとか机とかベンチつくるとか、それもよしですか。

事務局(竹内): 事業の採択に当たりましては、他の事業にないものについて、森づくり等につながるものであれば採択をしていきたいと思っております。

高橋委員: 新しいアイデアをとということになると、果たして今までやってらっしゃる机とかいすの木工教室をやって、それで森林の保全が語れるかなと思ったりするのですが、そうでもないのですか。

篠原委員: 関連でよろしいですか。今いう備品をそろえたいというのが2つあります。隠岐と益田ですけども、これ申請の仕方は団体、後援団体になっておりますけども、現実には1事業所の備品を整える内容。それで文章的には子供たちにそういうものに触れさせてどうだこうだって書きようはあるかと思うんですが、ここのところ曖昧にしますといくらでも出てくるのではないかと思うし、一会社の人が商品開発したいというのも、こ

れを言い出すと、もう本当に早く手を挙げた方が勝ちだというような、間伐材を使えばそれでよしかというようなことにもなりかねないと思うんですね。ここらが少しみんなで討議してきちっとしておかなきゃいけないと思いますけどね。

事務局(課長):これまで間伐材とか木製品というのは、ある程度業者がつくったものを公共施設に整備するといった事業スタイルがありまして、それも一つの製品を見るというスタンスですけども、今回は製品をつくる過程で地域の人が子供さんを交えて作って、公共施設に持っていくというようなところで、取り組みとしてはどこまで新しさがあるかというのはあるかと思えますけども、今まで実際なかなかやられてない部分もありますものですから、そこら辺、事業の趣旨に乗りながら、いかに幅広くやっていくかということになるかとも思います。

高橋委員:それで、例えば何人が集めてNPOつくって、テーブルつくろうやという話になって、それでお金が出るということになるんだと思うんですが。要するに何をもっていいのか悪いのかという、判断がなかなかできないと思うんです。

事務局(課長):ただ、商品開発などは、いわゆる産業技術センターの中でもやっているわけですが、ただ、それと同じようなことをしていてもどうかと。それでとにかく山とのつながりの中で試行的にやってみる。例えば竹ですと、その竹資源を出すところの部分で原材料を集めるようなところには少し試行的に応援してもいいじゃないかなと。全く違う視点の全く新しいところの部分については我々で応援してもいいじゃないかなと思えます。そこら辺を少し考えてるところです。

高橋委員:経済循環を考えると、やっぱり税収と雇用というのを拡大していかないといけない。県民の税金でどんどん補っても、やっぱり最終的には自立し、そういった中で経済循環ということをきちっと考え、新しい産業をどう創出していくかを考えることが大切だと思います。研究体制や、森林を見たり、どういうふうな形で森林が保全されているかというようなことを現場で教えるというようなことなどは支援してあげたいけども、その中身を見ると、学校教育環境の整備ということで、古くなったから新しい机とかいすを購入する、それを県産材という理由をつけて支援していたら、小学校、中学校、幼稚園、これ全部手挙げたときにどうするかということになると思うんですが。

小早川委員:私もですが、今回採点ができないのがありまして、全部書いてないのもあります。今の段階ではどうしてもいいとも悪いとも言えない。こうしたものは県の方でもう一回ヒアリングされまして、内容を見直したり、訂正したりされなければ、我々は意見は言うんですけども、このままでは採択できないんじゃないかなと思います。今言われる

ような100%補助で施設の備品買って、それでいいかということになると、次々また出てくるというふうなこともありますので、前例を残してはどうか、後で困るんじゃないかなというふうなところもございました。

つまり受益者負担の原則というのがあるわけでございまして、丸々100%補助のものはかなり公共性のあるものか、その波及効果が高いものでなければいけないということで、要するにただでやるということは果たしていいかどうか。相応の負担をすべきであって、官の立場でPRとかいろいろされるのは100%当然いいと思いますけども、いわゆる民の立場で事業者に100%補助というのは若干ちょっと公共性に欠ける面も出てくるんじゃないかなというような思いもしておりました。

それから投資効果の判定というのもある程度考えていかないといかんだろうと思いますし、例えば試作品をつくるから何百万の機械装置を買う・・・ちょっと高い場合はリースにかえてもらうなどヒアリングの段階で検討されるべきじゃないかなと思います。

それからいわゆる事業の目的は県民のための制度でありますので、全国公募の事業なんかが果たしていいのか、それが中心になった場合にどうかというようなこともございますし、この事業は何々でしましたよという表示も必ずしてほしいというような気がしております。

事務局（内藤）：表示の義務づけなどは、もし採択ということになれば当然採択条件の中にそうした製品にはPR表示をしてくださいというのは可能だと思います。

投資効果の判定は、当然そういった考え方もあるわけですが、例えば我々行政評価的なこともやっているわけですが、この事業をやってどういう効果があったかというようなことを評価をしていくわけですが、この事業についてはどれだけの団体等がこの事業を活用して森づくりとか資源活用実践事業をやっていったかというような団体数ですとか、その団体が継続して何人の県民の方を森づくりとか資源活用実践に導いたかというような団体数とか参加人数とか、そういったものを継続して実施団体に報告していただくというような中で、継続性が保たれるかというようなところを採択の条件等にしていけたらと思っております。

この事業では、いくら投資したらいくら儲かったということにはならないと思いますので、投資効果という言い方がどうかということですが、そうした追跡で、どれだけ参加が増えていったかというようなところはやっていかないといけないと思ってます。

事務局（課長）：補足ですけども、大がかりな機械装置を導入するというのは基本的に外しております。

それから先ほども言いましたように、表示についてはキャッチコピーやキャラクターを選んで、その表示を使って製品に貼って公共施設に入れるというPRも考えています

それで都市交流につきましては、いろんなとらえ方がありまして、それで今回この森づくり税につきましては、やはり森イコール中山間の活力もあるということで、少なからず都市交流の田舎ツーリズムなどをやっていることもありますので、そこら辺とうまくつながればというところで適宜検討していくというような方向で考えております。

小早川委員：機械装置導入の試作品の場合ですね、普通につくる場合は当然機械装置が要るけども、試作品つくるからということだったらリスクもあるのでリースでどうかという意味で、機械物が悪いということじゃないです。

事務局（竹内）：当然、軌道に乗っていけるという判断が会社でされた場合には、その後は当然また別のところで（支援は）考えていただくという形になります。

それでは一応いただいている御意見は全体的流れの中で共通的なものと思っておりますが、そのほかに一つ一つ特有のことにつきましてお話を聞かせていただきたいと思っております。

事務局（次長）：すみません、今日お願いしているのは、もう皆さんに御案内ですけれども、基本的に実施要領の中に、大きい項目としては森づくりのボランティアだとか森づくりの講座だとか木材利用のバイオマスによるまちづくりだとか利用講座とか森林都市交流、こういうフレーム自身は、これはもう県で用意させていただいている。というのも税金を導入するときにこれはもうさんざん説明をさせていただいたものですから、その基本的なフレームにより個別のものはあんまり縛られるものじゃないです。ですからこのフレーム自体が是非の議論になるとすごく長く時間がかかる話になるので、これは前提でお考えいただきたいと思います。

それできょうお願いしてるのは、事前に採点・審査をお願いしていて、それを十分頭に置いて、我々今後どの事業をどういうふうにしていったらいいかというのを現場ともお話ししながら選んでいくわけですが、個別の事業こうやって並んでますけれども、これこんなことやってどういう効果あるんだって、もっとこういうふうにやんなきゃだめなんじゃないの、この事業について、むしろこの視点が足りないんじゃないの、こういうのをもっと売り込んでやった方がいいんじゃないのか、せっかくやるんならという感じの意見をお願いしたいです。

それで最初の基準で、選ぶべきでやった方がいいのか落とすべきでやった方がいいのかという話がありました。ですから基本的にアドバイス、あるいは絶対ここの部分はこうい

うことはしないでこういうのをやった方がいい、むしろこういう点でやった方がいいという積極的なアドバイスを是非ともいただきたいというのが一番のポイントです。

ただ、確かにこれには該当するね。だけどこれはいかなものかというようなお話もあれば、ちょっと不適當じゃないのということがあればもちろんおっしゃっていただきたい。ですからこれ19個のうち何個選ぶとか、予算金額の話もあるので、後で予算で査定みたいにしていかないといけない部分もありますんで、何個中何個とか、幾らになるようにという形で御意見をいただくようになってないんですね。ですから基本的にはこんなやり方じゃだめだ、もっとこうやったらいいんじゃないかという部分とかこういうアイデアもこれについてはあるねとか、そういう観点ですけれども、さすがにこれは問題だよという点は言っていたければ、もちろん場合によっては不採用ということもあるうかと思います。

そういう視点で見ていただきたいと思います。

小早川委員：初めての事業のことです。ございますから、暗中模索みたいなところから出発してだんだん形づくっていかれたと思いますので、最初はできるだけ甘く、いけないところは修正しながら、できるだけ参加する気持ちを尊重してかじ取りしながらやっていかれた方がいいじゃないかなと、言うことはいろいろあるでしょうけども、という気がしております。

事務局（次長）：これ一つ一つだと時間もなし、全部まとめてだとアトランダムになっちゃうんで、1ページごととか何番から何番までという感じで御意見お伺いしたいんですが。

事務局（竹内）：それでは、最初の隠岐の2件につきまして、何かございましたら。

事務局（次長）：これ先ほどのお話ですと木製品を保育園なりに置いたり、そういうのはいいことといえばいいことなんですけど、単に施設が古くなったから入れたりとか、そういうのだとどういう効果が出てくるんだろうとか、その辺がちょっと御心配いただいとると思うんですね。

篠原委員：入れたときはわかるんですけど、3年したらわからない。どういう状況だというのがわからないですし、どういうことが入ってきたかというのもわからないと思うんですね。

事務局（次長）：導入自体はいい話だと思うんですね。もちろん木に親しむという意味ですね。

篠原委員：ええ、それはいい。先ほどから出てるある施設のものをやるといったら公平性がなきゃいけませんから、例えば学校の机を県産材でやりたいということを考えてみますと、そこらのまず基本的な机といすに対するアイデアを県民からもらって、それを3点

か5点ぐらい県の方で採用を決めて、こういうものでやっていただくのであれば・・・。
事業者負担が必ず要ると思うんですね。だから手を挙げて終わりじゃなくて、そのいく
らかは自分たちで見ると、あとは県のこの税金で賄いましょうとかというようなことで
もいいのかなという気がしますけど。

事務局(次長):単純にお子さんがこれから森を大事にしてもらいたいということで、
お子さんの現場に木が入る、県産材を使って入ることはいいけれども、そういう入れた時
は木だ木だと、それで関係者も木材を使ってもらってよかったねと。だけどそれが単純に
業者さんから普通に仕入れて利用されて入るだけで、その後生徒がだれも語らない、ある
いは生徒の記憶にも残らない、翌年クラスがえがあると全然わからない。そうじゃないた
めには、むしろ現場じゃあそれを使ってどういうふうにしてどういうふうなものをどう
いうふうにしていくのかとか現場の声がないとそういう取り組みみたいなのが育まれてこ
ない、という感じですか。

篠原委員:例えば1年のときあてがった机、いすが6年までスライドして使えるという
ことであれば、卒業のときにその子供さんに差し上げる、記念品として使う、これをどう
扱うかは、6年間使えばそれ相当のものになるでしょうから、そういうことで頭には残る
というようなことは考えられますよね。

ただ、例えば商工会議所さんが出てきて、あちこちにベンチを贈って、これもありがと
い感じがするんですね。これをやるのであれば大工組合のグループが自分達がそういう
ものをやるからという方がまだいいのかなと。これは申請者の段階ですよ、意識の問題。
公共の団体が申請してくると、私ちょっと待ってくれと言いたくなっちゃうんですね。

事務局(竹内):ちょっと話が出ましたので、次のページの斐伊川流域のところについ
て聞いていきますが、木の利用につきましてもいろいろ事業がございますが、この中の3
番から7番までのところで何かお気づきの御意見がありましたらお願いをしたいと思っ
ております。

ちょっとその中の特に6番の件につきまして、かなり金額的にも大きな金額であります。
そこら辺につきましてちょっと考え方を説明したいと思います。皆さん方の事前の意見の
中でもちょっとこれは高額じゃないか、余りにも多過ぎるんじゃないかというような意見
がほとんどでございました。そういう中で、基本的な考え方の中で200万円程度を上
限的な形で定めることによって、こうした金額の中でやれるような内容に商工会さんの方に
修正をお願いして、そうした形の総額の中でモデル的にでもやって町を木の温かみのある
町に活性化していく、モデル的な形でやりたいというようなことであつたら、そうした金

額の中で、せっかく意欲的に申し込んでいただいたことでもありますので、やっていただければいいのかなと思います。

事務局(次長):それで先ほどの続きになりますけれども、これ出てきた計画が か×かという話ではないんですね。金額の話もありますけれども、金額も含めてこの内容について皆さんから御意見をいただいたら、この後、いただいた御意見に基づいてこう直した方がいい、こういう点に気をつけてということを書いて、それでちゃんとした申請をしてもらうみたいな形ですが、我々もそのための材料をいただきたいということでございます。

小早川委員:6番の場合は、小・中学生を対象にしたいいわゆる工作といいますが、それは非常にいいことだと思うけども、プリンター200個、ベンチ100個、机50個もできるかどうか。既製品買って塗るだけならできますけども、あのあたりがちょっと数が多いという感じで、そのあたりちょっと突合しにくいという感じがします。

和田委員:今回これが1回目ですから、多分ここで審査通ったものは今後応募される方のひな形というか、マニュアルになりまして、要はこの県産材を使ってこれこれこういうものをこのぐらいの単価でつくって幾つやるということで申し込めばいい。それについては地元の建築組合さんなんかへ仕組んでやればいいのかというふうな形ができてしまうと、次の方がものすごく簡単になると思いますね。何かそのためにも上限の規制と、次回以降のいつまでに応募しなさいとか、それまでにきちっと努力してそろえないと、後から後から出てきたじゃ審査にならないと思うんですよ。だからそういう意味で県産材利用で今回幾つか見られるような案件に関しては、一つ一つの単価と合計の上限というものを決めた上で、なおかつモデル的にというのであれば地域的に県内バランスよく配分して、それぞれ手を挙げたところからきちんと公平に審査できるように、そういう仕組みづくりをまず要綱の中にも盛り込んで発表しておかないとだめだと思います。

篠原委員:前も言ったんですが、これ税金もらうわけですよ。それで今この段階でいろいろ汲み上げていきますと、県の外郭団体がやってくれるわずかな50万、100万の助成のものと非常に合致してて、林業に関してということ限定にすれば、そこには無いよということになるかもしれないが、それらと非常に類似したものが出てくるという懸念がするんですね。この事業も税金を預かってるわけで、経費だけで言ってるわけじゃないんで、5年に1度とかきっちり見直し行為がされないといけないじゃないかなと思うんですね。

もっと言いますと、例えば子供の教育のために林業を通して山を知らせるために約3割ぐらいはかけようとか、あるいは今度の水源涵養に関して約3割ぐらいはかけようとか、

その残りの3割は県民の意識を高揚させるためにアイデアをもらってこういう活動をしようとか、そういう基本がないと少しばらばらになっちゃって收拾つかなくなって、税金は毎年知らんうちにもらってるけどという、何かそんな気がするんですね。

事務局(竹内):このそれぞれの使途、対象については、今要綱の中で定めておるわけですが、その内容につきましては皆さん方の意見を聞きながら毎年見直していくつもりです。また、こういうところに重点を置いたらいいよということであれば、そのような考え方もやっていこうということでございます。

事務局(課長):このパンフレットで事業説明してるわけですが、先ほど指摘がありました、基本的にはこの森づくり税というのは県民税ですけど、基金に上げてますので目的税に近いんですね。それで基本的に今年は初年度ということで、まずしっかり県民にPRするというので、かなりソフトが多くなってますが、緑豊かな森の再生というのが、いわゆる森の荒廃林を再生したという県民に対するあかしみみたいな世界がしっかりあるわけですね。これは7,400万円。

それでソフトにつきましては、県が直接直営でやるPR事業等と公募型の世界があるわけですね。この公募型につきましては、県民の皆さんがどういうスタイルでどういう公募に提案されるのかということで、第1回目を見ますと木材利用が多く出てきたわけですね。それで私らももう少し森づくりが出てくるかなと思っていたところなんですけども、木を使っているんな形にして、それでいろいろ親しむというのがやっぱり取り組みやすいのかなという気持ちもありまして、そこら辺を全く見ないとかそういうことは考えていないわけです。1回目を集約してみて、また皆さん方の意見を聞いて、それで確かに木の利用にしても単なるコンクールで終わらせるようなことではないようにとか、そこらあたり、作ったものとはこういうかわりを持つことが必要であるとか、御意見いただいて、ある程度官がつくるのじゃなくて、こういう位置づけで木材利用はしていきたいと思いますところの一つの条件みたいになってくると思うんですね。

高橋委員:いや、私たちもそれを言うております。それがないと議論できないですね。

事務局(課長):そうですね。そこらあたりを、きょう商工会の高橋さん見えておられるんですけども、木材利用の場合はああして子供さんの教材とか、よその県では、町並みに木材を利用したという高知県の土佐市とか、高知市とかいろいろありまして、今回は商工会も入ってそういう県産材使った一つのモデル事業の部分についてもそういうものがあれば応援してもいいじゃないかという商工労働部の意見もあったり、そういう幅広いところの知恵をいただいて、林業だけのものじゃありませんので、どちらかというともっとも

っと幅広いもので応募していただくという気持ちを我々思っております。だからどんどん集約すると森と林業だけになり、幅が小さくなっていきますんで、費用の面も限度がありますけど、そういう感じしておりますので、よろしくをお願いします。

だから先ほど言ったように、製品についてはしっかりPRして、時にはアイデアとしてつくった人の名前が残るとか、(単に)古くなったのを入れかえるんだというのはだめで、そこらあたりはしっかりしたらいいと思います。

篠原委員：そうしますとこの6番目の申請は、金額大きいですから、例えば3回に分けてやっていただきたい。そのときにはおたくを県内でそういうもののモデル地区にすることでまず言いまして、それで今言ってる3年ぐらいで追っかけてビデオでも撮って、県民にこういうことが実際されたんだ、結果発表まできっちり責任持ってやっていただきたい。それが前例として残る、参考例としていくというようなことでどうでしょうか。

事務局(課長)：1、2、3年同じパターンでないよというスタンスはあるでしょうが。

篠原委員：それは時が進みますから、これはちょっとまずいぞということは当然あるうかと思えますからね。

事務局(竹内)：そういたしますと3から7のところではかにございませんでしょうか。

(なし)

次の8から11のところをお願いしたいと思いますが。

葛西委員：8番、9番あたりで既に、第3回というふうに書いてありますので、今までにやっているわけですよ。それで今回第3回目をやるんだけど、その材料費をこれで賄いたいという感じの印象を私は受けたんですよ。

実際に8番とか9番とかにかかわらず全体的に利用講座を書いておられるところは、割とそういうカラーが強いなという印象を受けたんですよ。木の利用講座をするに当たって必要なものはこの税金で何とか購入したいんだけど、結局その利用だけ、木工教室だけに終わってしまうと採択がされにくいので、ちょっとできれば森林インストラクターの方に講義していただきたい、そういうことがちょこっと書いてあって、それは私は、ちょっと言葉は悪いですけど、ちょっと話がおいし過ぎるんじゃないかという印象を受けたんですよ。だからもし木の利用講座をやって、なおかつ森と木のつながりとかいうのを本当にきちっと子供たちに伝えたいとかいうのであれば、どういう教育的意図を持ってどういう方法でその講義をするのかというのもやっぱり申請者の方にきちっと出していただかないと、木工教室やりました、はい、終わりましたではやっぱりだめだと思います。

その辺は例えば中学校技術・家庭科研究会とかでしたら、こういう教育関係の研究部会

ですし、これをやった後に報告書を書いて実際に全県に向けて島根県ではこういうことしました。技術・家庭科の指導にとどまらず社会科とか生物科とかも全部つなげてそういう森のつながり、木のつながりについても勉強しましたとかいうことをアピールできるわけですね、研究報告会とかで。そこまでやってもらうとかいうことを条件に採択するとかだったら納得いくんですけども、このままではちょっと問題があると思います。

事務局（次長）：皆さん、先ほど来、木を使えばいいのか、たまたま今度何かのあれがあって木が要るから、これまでは買ってただけど、こういう制度があるなら乗っかろう、だからとりやすいように何かくっつける、というだけじゃだめだよと。それはそれでいいことだけでも、本当にそれで役立つんだという部分を便宜的なものじゃなくて何か担保するようにしていかないといけないということを皆さんに言っていたらということですね。

高橋委員：そうです。

篠原委員：例えば講義を受けるというのを3回やるんなら3回って明示してほしいですね。それで報告書の中にそれが完成されたということをやってほしい。それからつくったものがどういうものだというのが確認しないといけないと思うんですね。後追いですけど、これをしなくって、これが野放図になっちゃうと本当垂れ流しということになりかねないと思うんですね。事業後、どういうことをどのように生かしていくかということです。

事務局（次長）：だから木を何に使うということ以外の本当に大事なプラスアルファの部分、それを担保するやり方ということですね。

篠原委員：そうですね。大きい金額がわりとぽっと出てきてるんで、どこまでやる、何をやるんだらうかっていうような、15万とか20万という金額が出たりしてるんですね。もう少しそこらは細かく、回数でもいいんですが、こういうものもまとめてるとかですね。

事務局（次長）：いわゆるよくある補助金のやたらがんじがらめの世界がございますよね。それで補助金適化法とかあるから、すごくうるさく何でも縛っていくやり方と、できるだけ自由な発想を生かしたいというのと、これをどう調和するかというのが悩みなんですけどね。

高橋委員：目的税である本税がどういうふうな使われ方しているのかというのは皆さんやっぱり注目されてるんですね。それがベンチをつくった、それからいすをつくったで何にもフォローアップもない中で採択されたときに、えっ、我々が500円出してる税金をこんな使い方されてるのかと言われたときには困るし、我々委員としてもやっぱりその責任と

という問題が当然出てくると思います。そこをきちっとしとかなないと、この税金は皆さん知られないようで結構知ってらっしゃるんです。

事務局（竹内）：他にございませんでしょうか。

高見委員：今回出たいいわゆる公共施設というか、それなりに例えば市から税金をいただいたり教育関係ということで税金をいただいてらっしゃるところが実施団体として手を挙げてらっしゃるんですけれども、こういったものを、改めて県民から集めた税金を交付するという形というのはいかがなものかなと、ちょっと私、審査の段階で疑問だったんですけれども。

事務局（竹内）：この事業についての応募の資格ということでは、特に制約は今のところ設けておりませんので、市町村からも可能だし、市町村の外郭団体みたいなところからもあります。

事務局（次長）：もちろん今申し上げたように、公募するに当たって誰々はだめですよというのは書いてないというのが事実なんです。けどそういうお話じゃないんですよ。筋としてどうなのということだと思っんですよ。

それで基本的には、その人が、法人も含めてどういう人であるからだめ、公的な人であるからだめよとか、何かのお金が全部公的な流れで来てる人でしょ、だからだめよということはないと思いますよね。取り組みが良ければいいし、悪ければだめだしという話だと思っんです。それでいわゆる公的な、例えばどっかの地方公共団体の外郭団体であるか、そういうところであっても、その人がやる事業ってありますよね。その人が何かの使命を持ってつくられて、それが何か仕事をしておられるんですね。それなりのお金とか運営費というのは、もちろん何か公的に出てるんでしょう、それは市か町か、県は無いかもしれないけれども、それ絡みのお金はこれは関係ないんですよ。だけどその人が本来支援というか、市とかからもらってるお金でやるべき事業とは全然関係ない森についてこれをやりたいからというんであれば、だからといって排除する必要はないと思います。その人が、その法人なり機関なり集まりなりが公的なもので、その公的な使命とか業務に絡んでお金を地方公共団体からもらっている。それに該当するようなものであればクエスチョンはつくと思います。だけどそういう人だからといって、本来的にお金をもらってやる業務と違う何かの森絡みの取り組みをしたいからといって排除する必要はないんじゃないかなと思っんですよね。

高見委員：先ほどおっしゃってたみたいに、例えば今回のものづくりの木工の材料費の問題、それは公的な機関だったら今までは公的な形で交付されてたものからそういった材

料を買ってらっしゃったのに違うところの税金を使ってまた買われるということだとおかしいかなと思ったりしただけなので。

事務局（次長）：これまでそういう流れで来ていて、何かこういうのがあるからこれに乗りかえようというのが変だという話ですね。

高見委員：ちょっとどうかなと思った部分がありましたので。

事務局（次長）：わかりました。その団体にそれなりのお金も入っていて、ある特別な事業をやっていても、それとは関係ない今回プラスアルファでこういう取り組みをしようということであればそれはあんまり違和感はないと思うんだけども、これまでやっていたのを何か財源かえようやみたいな感じでやるんならばどうかなという、そういう御指摘ですね。

高見委員：そうですね。

小早川委員：それはどちらにしても目的はこの事業の理解者を一人でも増やそうですから、きちんとした表示なり、皆さんにわかるようにして、この税が使われてる、それを理解しながら教育活動やってるといような、PR活動というようにどこにできるだけ重点を置いてやっていただくとそういう問題はいいぐあいにいくじゃないかなと思いますが。

事務局（次長）：必ずPRしてください、意識して下さいということですね。

篠原委員：5番ですね、これには下刈り10万円というのが事前にあるということですが、ここらぎっちりしないと、例えば自分の裏山の杉を枝打ちするよというようにことにもなりかねないんじゃないかと思ったんです。そこらはどうなのでしょう。

事務局（内藤）：下刈り10万円は、そういう講座を開くための事前準備というのを要綱、応募要領から読んでできるということを出しておられると思いますけども、子供達とか一般の方が来られるに当たって、まず多少は人が入れるような形で草を刈っておくぐらいのことはしないと講座が開けないということで、事前の準備を対象経費から読んで出しておられます。半分は自分で出さないといけないわけですけども。

ここも、裏山ということではなくて、水源地的なところでございまして、杉、ヒノキなどが鬱蒼とした森でございます。

篠原委員：わかりました。お弁当代っていうのも出てましたけど、お弁当代というのはいいんですか。

事務局（竹内）：そこら辺も審査基準案で出しておりますけども、ちょっと共通的に勘弁してもらおうかなと考えております。

事務局：他にございませんでしょうか。（なし）

次のページに移りたいと思います。12番から15番のところでは何かございましたら。

高橋委員：14番、この県産材使用キューブというのは何ですか、これは設備ですか。

事務局（内藤）：計画書に説明資料もついておりまして、これは、キューブ形の杉、ヒノキ、松とかいろんな木の種類によって内装をかえたりして立方体をくっつけた形で、空間に入り木と親しむというような、移動式の施設で、木のよさを皆さんに体感してもらうというようなものです。

ちょっと図面がありますけども、こういったユニット形でして、ここに人を入れて木のよさをPRしていくということです。

高橋委員：それ家ですか。

事務局（内藤）：家ではないですね。

篠原委員：私はここでは、14がちょっと明快に言えないんですけども、12、13、15はいいんじゃないかなと思いますけど。

12は意欲が感じられまして、これ継続してやっていただける事業だと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

13は、大学生あたりとこちらが交流するというのは、すぐにはいかないかもしれませんが、やっぱり都市とこちらの交流ということで今事業が拡大していく傾向が見られるんじゃないだろうか、そういうことに期待してます。

それで15は、子供さんの教育で毎年いろんな形で、同じことはできないと思いますけど、何か計画していただければいいなというふうに思いますけど。

事務局（竹内）：他にございませんでしょうか。

そういったしますと次の、16番から19番につきまして何か御意見がございましたらお願いいたします。

篠原委員：16、17は、私の地場ですけど、おもしろくていいんじゃないかというような印象です。

それで一つ聞きたいのは、16の事業の中でドングリの森づくりは、別件で、県から助成をいただいております。その事業というのは学校の子供たちと一緒にドングリを拾って苗を育てて植えていこうということで、こういう事業がラップしていいかということを考えておいた方がいいんじゃないかと思います。

事務局（内藤）：例えば謝金をこちらでもらって別の事業でももらわれるということになると対象経費がダブるかなと思いますけども、それはそれ、これはこれで別件という形ならいいと思いますが。（後日内容別件を確認）

篠原委員：謝金はないし、ダブリはないです。基本的に他でもらってる助成を、この事業に重ねるといことはどうなんですか。

事務局（竹内）：それは想定してはおりません。他にございませんでしょうか。

高橋委員：19は本来なら教育委員会が考えるべき話じゃないんですか。例えば土木の方でも公共工事は県産材を100%使うようにという指示出してますので、教育委員会もそういう指示出されたらいいんじゃないかなと思います。

篠原委員：施設の備品というか、それを整えるというのはちょっと問題があるんじゃないですかね。

小早川委員：仮に今回この18とか19採択すると、よそからいっぱい出てきたときに前例があって断れんことが出てきたら済まないじゃないかなと思ってます。特に18の場合は、園児全部とプラスアルファまでみたいな分だから、あと施設全部衣がえみたいなことじゃないかなと思って。

事務局（内藤）：そういう面にとられるとそうかもしれませんが、ここの所長さんとお話しているいろいろお話ししたりしたんですけど、気持ちは単に購入したいということじゃなくて、本当に子供たちに木の良さとか触れさせたい、森づくりに参加させたい、理解させたいという気持ちでおられまして、単に古くなったから購入したいということだけではなくて、これからも継続して子供たちにいろんな森づくりを含めて教えていきたい。そして木の良さをほかにもPRしてそういったものをみんなで使いましょうというようなことも頑張っておられましてPRしていきますというようなこともおっしゃっておられました。

小早川委員：分かることは分かるんですが、今木材は学校で使うのは大体その方向にありますから、内装材は大体新しいのは木材使ってるし、できるだけ木材を使うようにしますので、それは分かるんですが、要するに園児ですから、教育効果としては理解の程度からするとなかなか難しいじゃないかと思うし、全部施設を対象にするということが、要するに後を引かないかということです。

事務局（内藤）：例えばこれでだめだよとなると、今後はこの分が全てだめということになってきて、全く閉ざされてしまうのもどうかなと思います。

小早川委員：19の場合は、それでも新入生だけの分はそろえて何とかやるよという分ですからまだいいですけど、18は全部衣がえ。

事務局（次長）：範囲とか金額の関係もあると思うんですけども、全部これ入れかえるということをご提案してるわけじゃないんでしょう。

事務局（内藤）：もうちょっと金額を抑えた形にするといった形もあるかなと思います。

篠原委員：民間の保育所なんですよ。市立だったのを民間に移譲されて民間になりますね、市であったのがですね。ですから後でどういう見解があってもきっちりしてないと、次から出てきたのがさばけなくなるんじゃないでしょうか。

事務局（内藤）：その辺全く閉ざしてしまうのがいいのか、何か基準をつくってこれに準じた形ならいいとか。

事務局（次長）：学校とか保育園に木の施設を入れることがだめだという、そういう問題じゃないですよ。だから閉ざすわけじゃないんですよ。閉ざすわけじゃないけれども、単に冒頭からお話あるように施設の単なる更新だよ、そういうのにかえれば新しくなって親しむでしょう程度だったり、あるいは何かそこらじゅう木が全部いろいろ入れかわるような、もう全部取っかえちゃいましょうみたいな意図が、ちょっと親しむという言葉という理解を深めて大事にするという気持ちを育むという言葉がどういう関係にあるかという部分ですよ。そこら辺を整理すべきじゃないかということですかね。閉ざすわけじゃない。だけどそこら辺をきちんとしないと、じゃあ何でもうちは今度木ばかりにしますと言ったらみんな認めるかって話になってくるので、閉ざすのと開くのでゼロか100かということじゃなくて、ちゃんとそこら辺はしっかりしとかないといけないですねということですかね。

事務局（竹内）：ありがとうございました。

山本委員：それから一つお願いしますが、最初からずっとたくさん出てるんですが、県産材とか県内産の間伐材ということが何げなしにうたわれておりますが、これは国産材と入れかえても同じように解釈されているのか、あるいは、これは県産材にこだわってますよということなのか、その辺の見解はどうでしょうか。といいますのは今、島根県で流通してる木材の大部分は実際のところ県外産だということですが、その辺の解釈がどうもあいまいだと。せっかく間伐材だと言われてても、県外のものをこっちに持ってきてやれば地元の山は余り良くなるわけですし、その辺の解釈をある程度統一させといった方がいいんじゃないかなと。

事務局（課長）：これはもう県産材に絞ります。

山本委員：その辺をある程度やはり絞り込みをして、そういうところは厳密にやるべきでないかなと思います。

篠原委員：斐伊川流域林業活性化センター、ここから出てるんですけど、林業活性化センターこの事業の募集を受ける方の立場ですけど、これよろしいですか。

事務局（竹内）：それはかまいません。

そういたしますといろいろ御意見ありがとうございました。時間がございますので、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、イメージキャラクター・キャッチコピーにつきまして説明したいと思いますが、委員の皆様方に採点をしていただいたところでございます。これにつきまして説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

〔事務局説明〕

事務局（竹内）：先ほど説明を申し上げましたように、お示しました中から最優秀ということで決めさせていただきたいと思っております。何か御質問等ございますでしょうか。

葛西委員：これキャラクターなんですけど、きこきこちゃんを除いて3つは多分パソコンとかでつくってるからやりやすいと思うんですけど、フリーハンドでかいたのはこれから先何か加工というか、どうされるんですか。

事務局（西）：応募要領にも、ある程度出された作品を補足した形で使わせていただくということを注釈つけておりますので、きこきこちゃんということになりましたら、このままをコンピューターで処理するという形になるのか、あるいはちょっと修正を加えさせていただくのかは検討します。

葛西委員：若干修正を加えることはあるということですね。

事務局（西）：修正加えることがあります。

葛西委員：ちょっとフリーハンドだからこのままでは使いにくいだろうなと思ひまして。

事務局（西）：そうですね。それがまた自然でいいという意見もありますので。

葛西委員：確かに明らかに子供さんが書かれたというのがわかるという意味ではとてもいいなと思うところもあるんですけども、実際に使いにくいだろうなという気持ちがやっぱりありまして。

高橋委員：森づくりの資源活用実践事業応募要領というのが入っていますが、一つ提案したいのは、大きい2の(2)の木の利用講座いうときに、やっぱり木の用途開発とか、机、いすもいいんですけども、ほかに何か使い道がないのかとか、やっぱり森林の産業を創出する上でのアイデアというか、そういうのも企業から集めた方がいいかなというふうを考えて、要するに木を処理するという立場からですね。新しい用途開発なり産業なりをやっぱりそこでつくっていかないと、なかなか木の消費というのは難しいんじゃないかということから、そういう新分野進出に対してのちょっと募集枠を広げていただきたいなという気がしております。

事務局（伊藤）：（１）の のところで試行とか試作、試験することにより効果を実証するということだとおっしゃいます。

高橋委員：ここは、木材、森林バイオマス利用によるまちづくりというテーマなものですから、そのまちづくりということじゃなくて、一つの産業といいますか、そういう視点でちょっと応募枠広げられた方が新しい目の応募が可能になるんじゃないかなと。産業ということで、やっぱり産業を何で強化しなきゃいけないかというのは、やっぱり税収と雇用を拡大していかないとなかなか難しいんじゃないかというもの。

事務局（竹内）：まちづくりじゃなくて、実際の産業ということですか。

高橋委員：そうです。

小早川委員：資源活用実践事業の中の森づくり講座というのがございますが、これは今回出たのはどちらかという木材利用みたいなことですが、もう少しソフトといいますかね、学校あたりの総合学習なんかでそうした講座をされたり、私も毎年子供たちをバスで連れて行って斐伊川の水源まで登ってみたり、それから婦人会や小学校の生徒をバスに乗せて、要するに水の循環ですね、下水道の処理場を見たり、それから簸川、出雲の水源、要するに水が何回も使われ、下流の人はそれをきれいにして飲んでるというようなことを毎年やってます。非常にわずかなことで、こういうふうな100万単位の事業じゃなくて3万や5万の工面した金でバス代借りて、あとは自己負担でやってるというふうなこともやっておりますけども、こうした子供の教育とか一般のソフト、理解得るような学習、PR活動も、申し込みがなかったから分かりませんが、これからもう少し出てくればいいなというふうな希望的なものがあります。

事務局（竹内）：特に閉ざしているという訳じゃございませんので。

小早川委員：なかなか現場は分からない、学校なんか、それから一般の婦人会なんかですね。やっぱり現場見せたり話ししてみたりして連れて歩かないとなかなか分ってもらえない。ですから尾原ダム連れて行って、この水は美保関まで行きますよなんていうようなことをやっぱり教えてやると、ああ、そうかというようなこと、良く分るというようなことが実態だと思いますので。

事務局（竹内）：ありがとうございました。

それでは次に進みたいと思いますが、資料はございませんが、西部イベントということで、これから今後計画をしていくこととしておるわけですが、それにつきまして御説明をさせて、また御意見とかをお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔事務局説明〕

事務局（竹内）：何か御意見ございますでしょうか。（なし）

そういたしますとお気づきの点がございましたらまた御連絡をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。こういう企画をしたらどうかとかいうようなことがございましたら、お願いをしたいと思います。

それでは次でございますが、ホームページの作成案、森づくりプロデューサー養成派遣事業ということで、今後県としてこういうものやっていくこととしております。それにつきまして御説明申し上げたいと思います。よろしく願いします。

〔事務局説明〕

事務局（竹内）：ホームページ、プロデューサー養成研修事業あるいは季刊紙の件についての説明でありました。何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

無いようございましたら以上で本日この会場での議事を終えたいと思います。

ありがとうございました。

（現場視察へ移動）